

令和4年1月25日

第7回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第7回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和4年1月25日(火) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に
ついて (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申出について

議案第 6 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	3 番 田 中 健 一
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西川路 利 広
7 番 徳 留 博 昭	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 藺 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 徳 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清八郎
16 番 前 田 真津美	17 番 生 川 裕 也	18 番 濱 田 保
19 番 川 畑 ゆりえ		

農地利用最適化推進委員

33 番 塚 田 幸 美

1 小委員長

10 番 内 藺 光 弘

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

西 村 里 志

主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

農地総務係主査

東 川 善 久

振興係長

吹 留 義 輝

振興係主査

向 吉 真 一

振興係主事

今 吉 蓮 樺

人・農地プラン推進室長

嶺 元 和 仁 (農業委員会事務局参事)

主幹兼推進係長

前 田 昭 市 (農業委員会事務局振興担当主幹)

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

1 開会 午後2時00分

事務局	全員、ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第7回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「13番委員」と「15番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の4ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は7件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今月の所有権移転分につきましては、経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、所有権移転分についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
15番委員	6番と7番について、金額が非常に安いですが、理由を教えてください。

3 番委員	6 番について、[REDACTED]と[REDACTED]については、所有者がこの金額で買ってほしいとの希望があり、[REDACTED]については、非常に条件の悪いところでなかなか購入しようとする人もいないため、今回、一緒に処分したいとの思いから、譲受人に相談し、今回、一緒に売買することになったものです。 7 番についても所有者がいくらでもいいので処分したいとのことから、この金額になっているものです。
1 5 番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 1 号のうち所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 今月の議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は議案書の 6 ページから 1 6 ページまでの 3 8 件で、うち新規が 2 7 件、再設定が 1 1 件となっています。 また、農地中間管理事業の利用権設定 3 件につきまして、鹿児島県地域振興公社の借受議案の後には、農家への転貸議案となります。
	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。 (番号 1 を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、1 6 ページの総合計は 7 2 筆、7 1, 9 7 4 m²、農地中間管理事業の重複分を除くと、6 8 筆、6 8, 4 4 0 m²となっています。 今回の利用権設定分につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 1 番についてご審議願います。

委員
議長

委員
議長

委員
議長

委員
議長

事務局

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき11番委員の退席を求めます。

(11番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(11番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から4番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、33番委員の退席を求めます。

(33番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の2番から4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(33番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の5番から8ページ11番についてご審議願います。

この5番から11番については、新規就農者3名に関する案件であり、営農状況等の調査を地区担当委員並びに事務局で行っておりますので、報告につきましては、事務局による一括報告といたします。

それでは、事務局に報告を求めます。

それでは、新規就農者について、事務局から報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。

また、営農計画書については、資料の1ページから3ページに掲載していますので、併せてご覧ください。

5 番につきましては、6 番委員と 25 番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、40 年ほど農業に従事していましたが、今回、30 a を超えることから、新規就農者となりました。

農機具等は、自己の所有するものを使用し、栽培技術、機械の操作については、以前から使用していたため問題はありません。

栽培品目としては、芋を中心に年間販売高 100 万円を目指しています。

作業に従事するのは、本人と妻のほかに 2 人雇用しています。

なお、営農計画書を資料の 1 ページに添付していますので、ご参照ください。

6 番につきましては、1 番委員と 5 番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、会社員でしたが、家業を継ぐためこのたび新規就農者となりました。

農機具等は、自己所有のものと農機具店から借用するものを使用し、栽培技術、機械の操作については、親族から教わるため問題はありません。

栽培品目としては、キャベツを中心に年間販売高 200 万円を目指しています。

作業に従事するのは、本人と 1 人雇用しています。

なお、営農計画書を資料の 2 ページに添付していますので、ご参照ください。

7 番から 11 番につきましては、事務局で調査を行いました。

申請人は、農業法人に勤務していましたが、自分でも農業をしたいと思ひ、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、農機具店から借用し、栽培技術・機械の操作については前の職場で習得しており問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、南瓜、キャベツを中心に年間販売高 560 万円を目指しています。

作業に従事するのは、基本的に 1 人ですが、繁忙期には雇用も行うとのこと。

なお、営農計画書を資料の 3 ページに添付していますので、ご参照ください。

以上報告いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の報告のとおりであります。

議長

	それでは、議案第１号のうち、利用権設定分の５番から１１番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
１５番委員 事務局	５番について、使用貸借の理由を教えてください。 これにつきましては、貸人が高齢で自分では管理ができないので、管理のみで十分とのことで使用貸借となっています。
議長 委員 議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第１号のうち、利用権設定分の５番から１１番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、利用権設定分の５番から１１番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、利用権設定分の１２番から１６ページ３８番については、一括審議願います。
１５番委員 事務局	ご質疑、ご意見はございませんか。 ３０番、３１番、３５番の使用貸借の理由を教えてください。 まず３０番ですが、管理してもらっただけでもいいとの理由です。 次に、３１番ですが、申請地は荒廃農地となっており、借人が再生作業を行うため、使用貸借となっています。 次に、３５番ですが、申請人は、これ以外の農地を農地中間管理事業で貸借しており、今回の申請地の賃借料もそちらに含まれていることから、この申請地については使用貸借となっています。
１５番委員 議長 委員 議長	分かりました。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第１号のうち、利用権設定分の１２番から３８番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、利用権設定分の１２番から３８番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」に係る決定についてを議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地

小委員長

調査の報告を求めます。

1月11日、転用調査時に、私と18番、33番委員と事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

1番は売買、2番は親族への贈与による申請で、贈与による申請では、贈与税のことも理解しているとのことでした。

いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の4ページから9ページに添付していますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号のうち、1番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき19番委員の退席を求めます。

(19番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(19番委員の復席確認)

次に、議案第2号のうち、2番をご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号のうち、2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は、研究施設及び通路です。

資料の10ページをお開きください。

申請地は、[]から西へ40m行った農地で、東は畑及び宅地、西と北は畑、南は畑及び市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、[]であり、自己所有の申請地に研究施設の建築及び、通路の整備を行う計画です。

土地の形状については現状で、隣接地との境界にはブロックとフェンスを設置済みであり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は、貸資材置場です。

資料の11ページをお開きください。

申請地は、[]から北西へ290m行った農地で、南は雑種地、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。

申請人は、貸資材置場を整備し、隣接地でリサイクル業を営む法人へ貸借する計画ですが、既に着工していたことから、今回、始末書が提出されています。

土地の形状については、2mほど切土し土留工事を行います。

境界部分には方塊ブロック設置予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

	次に、3番ですが、転用目的は、堆肥舎です。 資料の12ページをお開きください。 申請地は、 から南へ200m行った農地で、東は市道、それ以外は畑に接しています。 農地区分・許可事項については、農用区域内農地ではありますが、令和3年11月11日付で農業用施設用地として用途区分変更がなされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。 申請人は、畜産業を営んでおり、今回経営の規模拡大を図るため、自己の所有する申請地へ堆肥舎を建築する計画です。 土地の形状については現状で、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第3号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	
15番委員 事務局	1番の研究施設はどんな研究施設ですか。 ここは、 の試験農場内になりますが、バイオ技術などの研究をする施設です。
15番委員 議長	分かりました。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
7番委員	3番ですが、用途区分変更の際の面積は978.22㎡でした。 今回は、978.00㎡となっている理由を教えてください。
事務局	申請書を確認しました。978.22㎡が正しい数値で議案書の記載が誤っておりました。申し訳ありませんが、議案書を978.22㎡に修正をお願いいたします。
議長 委員 議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認する

小委員長

ことに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は、太陽光発電施設です。

資料の13ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ110m行った農地で、東は宅地、西は宅地及び畑、南は畑、北は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、父から申請地を使用貸借し、太陽光発電施設を設置する計画です。

土地の形状については現状で、周囲を防護柵で囲む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の14ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ250m行った農地で、東は畑、西と北は市道、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の15ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ90m行った農地で、東は里道、西と南は畑、北は市道に接しています。

農地区分、許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の16ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ370m行った農地で、南は市道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、母から申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番ですが、転用目的は、車庫です。

資料の17ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南へ320m行った農地で、東は宅地、西は宅地及び畑、南は畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、自己の居住地に隣接する申請地を取得し、車庫を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを設置済です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

議長

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした

次に、番号6番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の18ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ250m行った農地で、東と南は畑、西は市道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、[]自治会で、申請地を使用貸借し、隣接する区営温泉の利用者のための駐車場を整備する計画です。

土地の形状については盛土を行い、隣接農地との間にはブロックを積む予定です。構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書の21ページをお開きください。

議案第5号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。

今月は、売渡申出2件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下につきましては、お目通しください。

なお、見取図、地籍図につきましては、資料の19ページから27ページに掲載しています。

	続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は２２ページになります。 今月は、借受申出１件でございます。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下につきましては、お目通してください。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 まず、売渡・貸付から申し上げます。 議案書の２１ページをお開きください。 番号１は２５番委員と６番委員。 番号２は９番委員と２８番委員。 引き続き、買受・借受希望について申し上げます。 番号１は２５番委員と３７番委員 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	（各委員了解あり）
議長	それでは、議案第５号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 次に、議案第６号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案第６号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。 議案書は２３ページから２４ページになります。 今回の対象地域は、池崎地区周辺になります。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下については、お目通してください。 今回の非農地判断につきましては、農地法第３０条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に

	復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。 その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。 よって、29筆、29,564㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。 なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第6号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
4番委員	面積が1反を超えるような土地もありますが、重機を使用しても再生は困難な土地ですか。
事務局	現地確認しておりますが、隣接地が山林で日当たりが悪かったり、またそこに行くまでに里道や林道しかなく、機械が入っていけないような場所でした。
4番委員	将来、池田で自立して農業をしようと考えている方から、農地がないとの話を聞いたものですから伺いました。池田地区の委員の方は気にかけておいてほしいと思います。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号荒廃農地に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。 他にございませんか。
2番委員	相続未登記農地について、2,3年後には相続が義務になるような法律改正があると聞いたのですか。何か情報がありますか。
事務局	お尋ねのことについては、民法や不動産登記法の改正があり、令和6年

議長
委員
議長
事務局

頃から相続登記が義務化されると聞いておりますが、詳しい情報は今後、国や県からあると思います。

他にございませんか。

「なし」の声あり。

他になければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

それでは、その他についてご説明いたします。25ページをご覧ください。

その他（議案書25ページを参照して説明）

1. 1月の行事報告

2. 2月の行事予定等

3. その他

（1）令和3年度鹿児島県農業委員会大会について

（2）令和3年度農業次世代人材投資事業における就農状況調査（後期）について

議長
委員
議長

他にございませんか。

「なし」の声あり。

他にないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第7回指宿市農業委員会を閉会いたします。

事務局

全員ご起立願います。

一同礼。

（閉会 午後3時10分）

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員13番委員

議事録署名委員15番委員